

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条
第一項の規定によつて、広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようす
るので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市
計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日まで広島県に意見書を提出するこ
とができる。

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 都市計画の種類及び名称
広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
都市計画区域全域
- 三 都市計画の案の縦覧場所
広島県都市局都市政策課
- 広島県西部建設事務所事業調整特別班
- 広島県西部建設事務所呉支所事業調整特別班
- 広島県西部建設事務所廿日市支所事業調整特別班
- 四 縦覧期間
平成二十三年七月七日から平成二十三年七月二十一日まで